

# 神奈川県本庁庁舎トライアル・サウンディング実施要領

## 1. 趣旨

神奈川県では、県有施設の有効活用を図るため、本庁舎の一般公開やネーミングライツの導入など様々な取組みを進めています。その一環として、本庁舎の空きスペースにおいて、事業者の方に無料でお試し利用していただくトライアル・サウンディングを実施します。

トライアル・サウンディングを通じて、地域の賑わいを創出するとともに、県有施設のさらなる有効活用を図ります。

### トライアル・サウンディングとは

公共施設の空きスペース等について、暫定使用を希望する事業者を募集し、一定期間、無料で実際に使用していただくことで、効果的な活用方法を探る公民連携手法の一つです。

この取組みにより、空きスペース等の活用可能性や課題等を検証し、今後の利活用の検討に活かすことを目的としています。

事業者にとっては立地条件や使い勝手、採算性等を把握でき、行政にとっては市場性やニーズ等を把握できるメリットがあります。

## 2. スケジュール

実施要領の公表	令和7年（2025年）1月
募集期間	令和7年（2025年）1月14日（火）から 令和7年（2025年）2月17日（月）まで
提案内容のヒアリング	令和7年（2025年）1月27日（月）から 令和7年（2025年）2月21日（金）までに実施
提案内容の調整	令和7年（2025年）2月28日（金）まで
企画提案書の提出	令和7年（2025年）3月7日（金）まで
決定通知	令和7年（2025年）3月31日（月）までに通知
実施期間	A日程 令和7年（2025年）5月3日（土） ※ 本庁舎の庁舎公開日を予定しています B日程 令和7年（2025年）5月19日（月）から 令和7年（2025年）6月20日（金）までの平日 （うち各企画の実施は原則1～5日間）

### 3. 実施場所

企画提案の実施場所は、本庁庁舎（横浜市中区日本大通1）の次のスペースとします。  
別紙に位置図や写真、使用にあたっての注意事項を記載していますので、ご確認ください。

A日程（5月3日（土））※庁舎公開予定日

- ① 本庁舎屋上
- ② 本庁舎5階 エレベーターホール

B日程（5月19日（月）～6月20日（金）の平日）

- ① 本庁舎屋上
- ② 新庁舎前広場

### 4. 参加要件

応募者は、提案した企画を主体的に実施できる能力を備えた法人、個人事業主又は任意の団体とします。

応募者がグループ（複数の企業、団体等の共同体）の場合は、全ての構成員とその役割を明確にすることとします。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、提案資格を有しないこととします。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ② 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75条）第2条に規定する暴力団員等である等、「神奈川県指名停止等措置要領」別表第3に定める要件に該当する者

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/bc2/cnt/f537037/index.html>

※ 応募者の皆様が上記②に該当しないことを確認するため、役員等名簿（個人事業主の場合は事業主本人について記入）をご提出いただき、神奈川県警察に照会します。

### 5. 企画提案の要件

#### (1) 企画内容

企画内容は次の全てに該当するものとします。

- ① 確実に実施できるものであること
- ② 応募者が通常実施している事業・活動と関連するものであること
- ③ 地域の賑わいづくりに貢献するものであること
- ④ 県の財政負担を伴わないものであること

#### (2) 提案の対象外

次にいずれかに該当するものは提案の対象外とします。

- ① 公序良俗に反するもの
- ② 政治的又は宗教的活動に該当するもの
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第5号に規定する指定暴力団等の活動に該当するもの
- ④ 騒音、振動又は臭気等により、周辺に著しく悪影響を及ぼす恐れがあるもの

- ⑤ 他の利用者の安全な通行を妨げるもの
- ⑥ 応募者のみ又は特定の者のみを対象とするもの
- ⑦ その他、県が本事業の趣旨に照らして不相当と判断するもの

### (3) 実施期間

企画提案の実施期間は、A日程は5月3日のみ、B日程は期間内の1日単位で原則として合計5日間までとします（6日間以上を希望する場合は、応募状況を踏まえ相談のうえ調整します）。

時間帯は、A日程は午前9時から午後4時までの間、B日程は午前9時から午後5時までの間で必要な時間（いずれも準備・片付け時間を含む）とします。

※ A日程の庁舎公開実施時間は、午前10時から午後3時30分までの予定です。

## 6. トライアル・サウンディングの手続き

### (1) 応募方法

募集期間中に e-kanagawa 電子申請システムにより申請してください。

[https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=88918](https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=88918)

#### 【現地調査について】

現地調査を希望される場合は「8. お問い合わせ窓口」まで連絡してください。

### (2) 提案内容のヒアリング

企画提案の具体的な内容を確認させていただくため、ヒアリングを行います。県から応募者に個別に連絡し、ヒアリングの日程を調整します。

企画提案の内容によっては確認書類等の持参をお願いすることがあります。

ヒアリングは県庁において実施し、企画の詳細、必要な許認可、実施日程の希望等についてお伺いします。

### (3) 提案内容の調整

ヒアリングを行った後、県と応募者で連絡を取りあい、他の応募者の状況等を踏まえ、企画提案の内容や実施日等を調整します。

他の応募者と希望日の重複が避けられない場合は、抽選により決定するため、企画提案を承認できない場合があることをご了承ください。

### (4) 企画提案書等の提出

企画提案の調整完了後、企画提案書等を提出していただきます。提出方法は原則として電子メールとします。

- ・ 企画提案書（様式1）
- ・ 誓約書・役員等名簿（様式2）
- ・ その他企画内容に応じて必要な書類

## (5) 実施決定

書類の内容に不備がないことを確認したうえで、企画提案の実施決定を県から応募者に通知します。

## (6) 実施決定後の手続き

企画の内容について県のウェブサイトで広報を行うため、県民向けの案内チラシ（A4 紙縦1枚程度）を作成し、県にデータにて提出してください。

チラシには、神奈川県トライアル・サウンディングにより実施している旨を記載してください。

駐車場を使用する場合は、別途申請書が必要です（企画決定後に申請書をお渡しします）。

## (7) 企画の実施

企画提案書の内容に基づき企画を実施してください。

実施決定に当り条件が付してある場合は、その内容を遵守してください。

なお、次の場合には企画を中止することがあります。

- ① 提出書類に虚偽の記載があることが判明した場合
- ② 企画の内容に反する行為があった場合
- ③ 災害の発生等、企画の継続が困難となる事情が生じた場合  
（気象警報の発令時など、災害の発生等が予期される場合も含みます。）  
（A日程（5月3日）について、庁舎公開が中止になった場合はトライアル・サウンディングによる企画も中止となります。）

## (8) モニタリング調査

企画の実施中に県がモニタリング調査（企画の運営状況の確認、参加者へのアンケート等）を実施する場合、応募者は当該調査に協力してください。

## (9) 実績報告書の提出

企画の終了後、実績報告書（様式3）を収支報告書（任意様式）とあわせて提出してください。なお、必要に応じてヒアリング調査を行う場合があります。

## 7. 留意事項

### 【企画について】

- ・ 応募者は、事前に自らの責任において関係法令等を確認し、企画実施時における法令適合のリスクを負うものとします。
- ・ 企画の実施に伴い発生するリスクは応募者が負うものとし、応募者が責任を持って企画を遂行することとします。

### 【企画の実施について】

- ・ 備品等の貸出は原則として行いません。
- ・ 庁舎に張り紙をしてはいけません

- ・ ごみは必ず持ち帰ってください。食品の配布・販売を行う場合は、ごみ箱を用意するなどにより容器等のごみを回収してください。
- ・ 企画提案の終了後は使用したスペースを原状回復して返還してください。

#### 【その他】

- ・ スペース使用料は無料ですが、その他応募、企画の実施にあたり必要となる費用は応募者の負担とします。
- ・ トライアル・サウンディング終了後、結果概要として個別の企画の概要を含めて公表する場合があります。
- ・ トライアル・サウンディングへの参加実績は、後に事業者公募等がある場合の評価の対象とはなりません。

## 8. お問い合わせ窓口

神奈川県 総務局 財産経営部 財産経営課（施設整備グループ）

TEL 045-210-2521

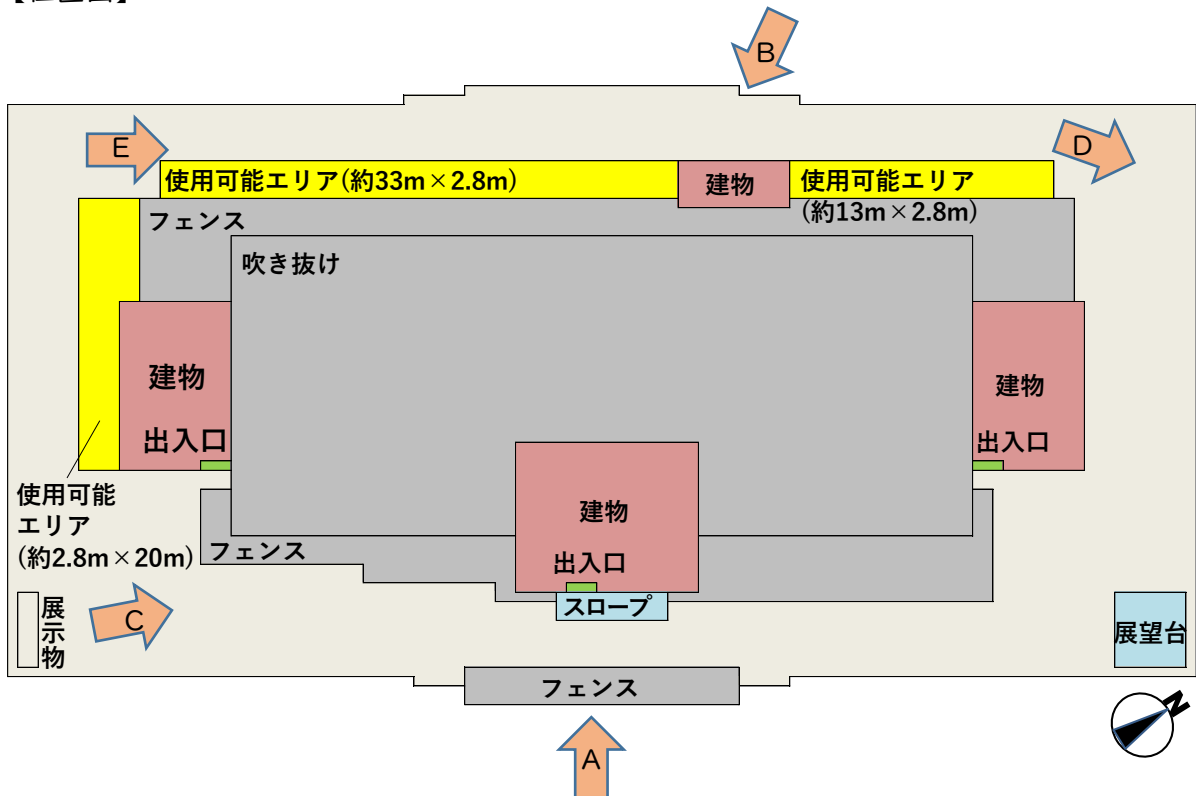
お問合せフォーム

[https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList\\_detail.action?tempString=SF1170](https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail.action?tempString=SF1170)

## 別紙 実施場所の詳細

### A日程(5月3日(土)) ① 本庁舎屋上

【位置図】



【写真】

A 東側から俯瞰



B 西側から俯瞰



C キングの塔（本庁舎）、クイーンズタワー（横浜税関）、大さん橋を望む



D 東京湾を望む



E 西側通路



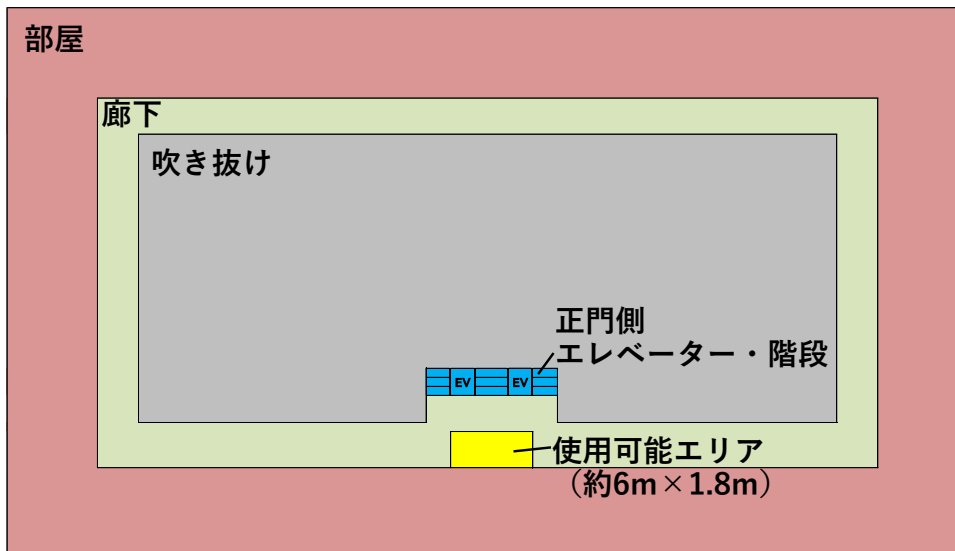
#### 【注意事項】

- ・ 電気・ガス・水道等の設備は貸出できません。
- ・ 庁舎公開日のため、多くの来庁者が往来します。通行の妨げにならないよう、使用可能エリアの範囲からはみ出さないようにしてください。（昨年5月3日の庁舎公開時の来庁者は約1万人でした。）
- ・ 設置物がある場合、設営と撤去は当日中に行ってください。複数日の企画の場合も、原則として毎日設営と撤去が必要です。
- ・ 屋上は強風が吹きやすいため、設置物がある場合には十分な重りやロープを付けるなど細心の注意を払ってください。



## A日程(5月3日(土)) ② 本庁舎5階 エレベーターホール

【位置図】



【写真】



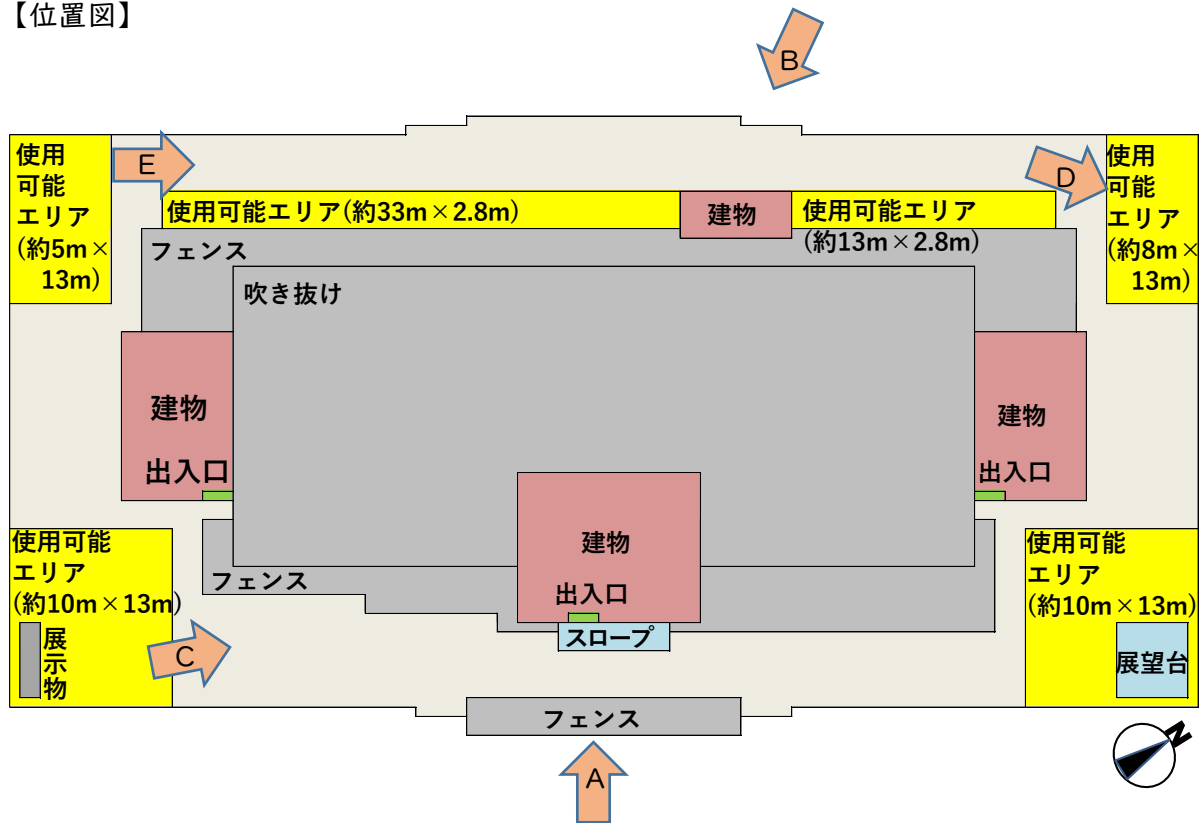
【注意事項】

- ・ 電気・ガス・水道等の設備は貸出できません。
- ・ 飲食の提供はできません。
- ・ 庁舎公開日のため、多くの来庁者が往来します。通行の妨げにならないよう、使用可能エリアの範囲からはみ出さないようにしてください。(昨年の5月3日の庁舎公開時の来庁者は約1万人でした。)



**B日程(5月 19日(月)~6月 20日(金)の平日) ① 本庁舎屋上**

【位置図】



【写真】

A 東側から俯瞰



B 西側から俯瞰



C キングの塔（本庁舎）、クイーンズタワー（横浜税関）、大さん橋を望む



D 東京湾を望む



E 西側通路



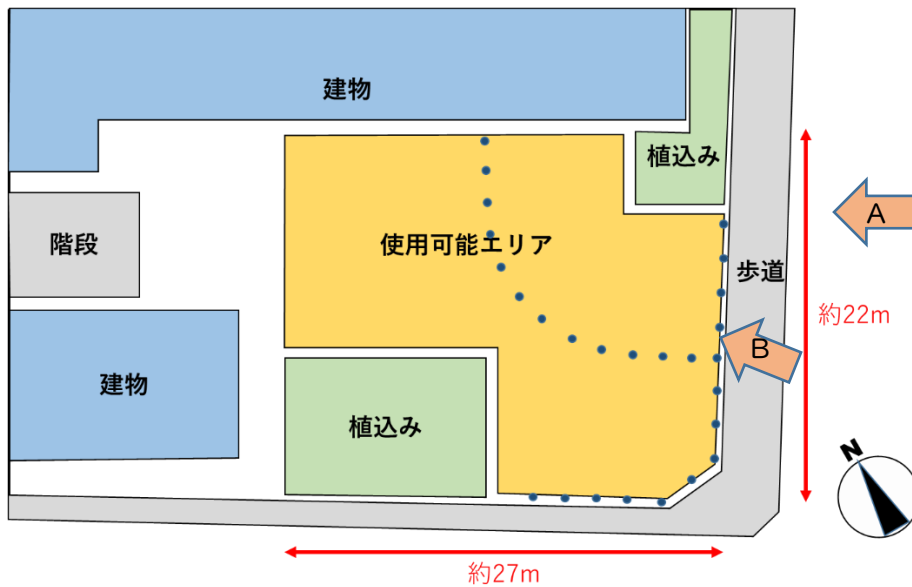
#### 【注意事項】

- ・ 電気・ガス・水道等の設備は貸出できません。
- ・ 屋上は施設見学の来庁者が往来し、10人以上の集団で見学している時もあります。通行の妨げにならないよう、使用可能エリアの範囲からはみ出さないようにしてください。
- ・ 展望台の利用や展示物の見学を希望する方がいる場合は、一旦企画を中断するなど、妨げにならないよう譲り合って使用してください。
- ・ 設置物がある場合、設営と撤去は当日中に行ってください。複数日の企画の場合も、原則として毎日設営と撤去が必要です。
- ・ 屋上は強風が吹きやすいため、設置物がある場合には十分な重りやロープを付けるなど細心の注意を払ってください。
- ・ 令和6年10月から県庁舎の入り口にセキュリティゲートが設置され、入庁方法が変更になっているのでご注意ください。

([https://www.pref.kanagawa.jp/docs/rb2/enter\\_new.html](https://www.pref.kanagawa.jp/docs/rb2/enter_new.html))

## B日程(5月19日(月)~6月20日(金)の平日) ② 新庁舎前広場

【位置図】



【写真】

A 俯瞰



B 歩道から



【注意事項】

- ・ 電気・ガス・水道等の設備は貸出できません。
- ・ 道路に出ないように注意してください。
- ・ 来庁者の通行の妨げとならないように配慮してください。

※ 過去の新庁舎前広場活用例：「はーとふる・マルシェ」でのキッチンカーの食品販売

